

3. 新潟青陵大学大学院履修規程

(学則その他との関係)

第1条 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科及び看護学研究科の院生の履修に関しては、大学院学則及び学位規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(履修方法)

第2条 修士(臨床心理学)の学位を得ようとするものは、臨床心理学研究科(修士課程)に2年以上在学し、各授業科目中から30単位以上を修得し、その期間中に学位論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学年限は、4年を超えることができない。

2 修士(看護学)の学位を得ようとするものは、看護学研究科(修士課程)に2年以上在学し、各授業科目中から30単位以上を修得し、その期間中に学位論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学年限は、4年を超えることができない。

3 授業科目及び単位数については、学則別表第1に定めるところによる。

4 授業科目は、原則として通年30週毎週2時間の講義又は演習・実習をもって、各々4単位、2単位とする。

5 授業科目の選択にあたっては、指導教授を定め、その指示を受けなければならない。

6 指導教授が研究上必要と認めたときは、研究科以外の授業科目を指定して履修させることがある。ただし、その場合は、研究科委員会の承認が必要である。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

4. 新潟青陵大学大学院長期履修規程

(学則その他との関係)

第1条 この規程は、新潟青陵大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第9条の2の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「長期履修」とは、大学院学則第9条の規定により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。

(対象)

第3条 長期履修を希望する旨の申し出をすることができる者は、大学院に入学を許可された学生であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第5条に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有している者（常勤に限る）
- (2) 家事、育児、介護等の事情がある者
- (3) その他長期履修が必要となる相当の理由がある者

2 単位修得不足や学位論文未了による留年者は対象としない。

3 病気療養、出産、海外留学等で一定期間履修ができない学生は対象としない。

(長期履修期間)

第4条 長期履修の期間は、在学年限の範囲内で1年単位で定める。

2 休学期間は、当該期間に算入しない。

3 長期履修期間中に修了できない場合は、在学年限内であれば留年となる。

4 長期履修の適用の有無にかかわらず、在学年限内に修了することができない場合には除籍の対象となる。

(申請手続)

第5条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を、入学手続期間内に研究科長に提出しなければならない。

(1) 長期履修申請書（様式第1号）

(2) 長期履修が必要であることを証明する書類（就業証明書等）

2 前項の申請に対しては、学長が許可する。

3 前項の規定により長期履修を許可した場合は、長期履修に係る授業料及びその徴収方法等について、長期履修を許可した者に通知するものとする。なお、長期履修計画書は入学後4月末までに、研究科長に提出することとする。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修期間中に、就業環境の変化等により必要が生じた場合には、1回に限り長期履修期間の変更（短縮又は延長）を申請することができる。長期履修期間の最終年次に在学するものは変更申請することはできない。ただし、特別な事情であると認められる場合は、看護学研究科委員会の議を経て、変更を許可することができる。

2 前項による申し出をする者は、次に掲げる書類を、各年次の2月末日までに研究科長に提出しなければならない。

(1) 長期履修学生履修期間変更承認申請書（様式第2号）

(2) 長期履修計画書（様式任意）

(3) 長期履修が必要であることを証明する書類（就業証明書等）

3 第2項の申請に対する承認は、前条の規定を準用する。

(長期履修学生の承認の取消し)

第7条 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、研究科委員会

の議を経て、長期履修学生の承認を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月5日から施行する。

5. 新潟青陵大学大学院学位規程

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び新潟青陵大学大学院学則により本学が授与する学位について定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、修士とする。

2 修士の種類は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	課 程	学 位
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	修士（臨床心理学）
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士（看護学）

3 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるとき、本大学名を付記するものとする。

(学位授与の条件)

第3条 修士の学位は、本学大学院の修士課程で2年以上在学し、研究科で所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に対して学長がこれを授与する。

(学位論文の提出)

第4条 臨床心理学研究科の修士課程の学位論文を提出する者は、同課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上取得しなければならない。看護学研究科の修士課程の学位論文を提出する者は、2年次末までに所定の単位数以上修得し、研究指導を受けていなければならない。

2 学位論文を提出しようとするときは、論文の題目、研究内容についてあらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。

3 論文題目の届出期限及び論文の提出期限に遅れた場合は、その論文は受理しない。

(学位の申請)

第5条 修士論文は「学位論文審査願（様式1）」と共に大学院学務課を経て研究科委員会に提出するものとする。

- 2 提出の時期は、在学第2年次の者は1月、第3年次以上の者は7月ないし1月とし、いずれも予め指定された期日までに提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 受理された修士論文は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを審査する。

- 2 臨床心理学研究科においては、主査・副査の2人以上の体制で修士論文の審査を行なうこととし、当該論文の研究課題に関する専門領域の研究指導教員から選定するものとする。
- 3 看護学研究科においては、主査1人及び副査2人の体制で行うこととし、主査は当該学生の研究指導教員以外の研究指導教員から、副査の1人は当該学生の研究指導教員、もう1人は学生の研究課題に関する専門領域の研究指導教員等から選定するものとする。
- 4 臨床心理学研究科においては、提出された修士論文について主査・副査による論文審査をおこなうとともに、主査・副査以外の研究指導教員を含めて口頭試問をおこない、その結果をあわせて論文の成績とし、修士論文の審査結果を研究科委員会に報告する。
- 5 看護学研究科においては、提出された修士論文について主査及び副査による論文審査をおこなうとともに、口頭試問による最終試験を行い、これらを総合的に審査し、修士論文の可否判定結果を研究科委員会に報告する。また修士論文にかかる研究発表の場として、公開発表会を開催する。
- 6 臨床心理学研究科の審査委員は、論文審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験を行わないものとする。最終試験は、学位論文を審査した教授、准教授が行うものとし、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について口述試問により行う。但し筆記試問を併せて行うこともできる。

(1) 最終試験の成績は、研究科委員会の議を経て総合的に判定する。

(2) 最終試験の成績は、合格、不合格の評語をもってあらわす。

(可否の判定)

第10条 臨床心理学研究科の研究科委員会は、修士論文の審査並びに最終試験結果と当該学生の単位取得状況により、修士修了の可否を判定し、研究科委員会の議を経て学長の承認を得なければならない。看護学研究科の研究科委員会は、主査1人及び副査2人からなる論文審査会による修士論文の可否判定結果と当該学生の単位取得状況により、修士課程修了の可否を判定し、研究科委員会の議を経なければならない。

- 2 前項の研究科委員会の議決は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意を必要とする。

(学長への報告)

第11条 臨床心理学研究科長は、合格者の氏名及びその修士論文の審査並びに最終試験の結果を速やかに学長に報告するものとする。看護学研究科長は、合格者の氏名及びその修士論文の審査結果を速やかに学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第12条 学長は、第3条の定める者に対し、修士の学位記を授与するものとする。

- 2 修士の学位記の授与は3月もしくは9月とする。

(学位の取消)

第13条 本学において学位を授与された者が次の各号の1に該当するときは、学長は、当該研究科委員会の議決を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。
 - 二 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為を行ったとき。
- 2 前項の研究科委員会の議決は、それぞれ委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。

(学位論文の保存)

第14条 審査を終了した学位論文は、本大学図書館に保存する。

(学位記の様式)

第15条 学位記の様式は、別記様式2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

○ ○ 研 究 科 長 様

専 攻

学籍番号

氏 名

学 位 論 文 審 査 願

新潟青陵大学大学院学位規程第5条の規定により、下記学位論文を提出しますので、審査をお願いします。

記

学位論文題目

研究指導教員	
--------	---

様式 2（臨床心理学研究科の例）

第	号	
学	位	記
氏	名	
年	月	日生
本学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので、修士（臨床心理学）の学位を授与する		
年	月	日
新潟青陵大学 学長		印